

親が亡くなったらやること一覧【チェックリスト】

いつまでに (推奨)	どこで	なにを	ポイント	チェック	
1日目 (死亡日当日)	病院等	死亡診断書をもらう	用紙は死亡届とセットになっている。 役所に提出すると返却されないため、複数枚コピーをとる。	<input type="checkbox"/>	
		退院の手続き	領収書は保管する。	<input type="checkbox"/>	
	葬儀屋さん	葬儀会社の選定 お通夜・葬儀の段取り	ご遺体の搬送についても確認しておく。	<input type="checkbox"/>	
	—	近親者への連絡	通夜・葬儀の日程が決まつていればそれも伝える。	<input type="checkbox"/>	
2日目	役所・役場	死亡届の提出	※ 葬儀屋さんが代行してくれる場合は不要	<input type="checkbox"/>	
		火葬許可証の取得	火葬をするために必要。 ※ 葬儀屋さんが代行してくれる場合は不要	<input type="checkbox"/>	
	葬儀屋さん	お通夜	葬儀屋さんと打ち合わせて段取りを確認しておく。	<input type="checkbox"/>	
3日目	葬儀屋さん	葬儀	葬儀屋さんと打ち合わせて段取りを確認しておく。	<input type="checkbox"/>	
	火葬場	火葬	火葬許可証が必要。 火葬後は、埋葬時に必要となる「火葬済の証明」をもらう。	<input type="checkbox"/>	
5~7日目	葬儀屋さん	葬儀代の支払い	葬祭費の支給申請等に必要となるため、領収書は大切に保管する。	<input type="checkbox"/>	
7~10日目	役所・役場 (亡くなった人の本籍地)	戸籍担当等	除籍謄本（戸籍謄本）の取得	多くの相続手続きで必要となる。 亡くなった人の出生～死亡までの一連の戸籍が必要になることが多いので、同じ役所で取得できるものがあればまとめて取得しておく。 郵送でも取得可能。	<input type="checkbox"/>
			住民票の除票の取得	年金の手続き等で必要となる。郵送でも取得可能。	<input type="checkbox"/>
	国民健康保険担当 後期高齢者医療保険担当	住民票担当等	世帯主変更届の提出	14日以内の期限を渡過すると5万円以下の過料の可能性あり。 ※ 該当しない場合は不要	<input type="checkbox"/>
			健康保険証の返還		<input type="checkbox"/>
		介護保険担当	資格喪失届の提出		<input type="checkbox"/>
			葬祭費支給申請用紙の取得		<input type="checkbox"/>
		介護保険担当	高額療養費支給申請用紙の取得	※ 該当しない場合は不要	<input type="checkbox"/>
			介護保険証の返還		<input type="checkbox"/>
			資格喪失届の提出		<input type="checkbox"/>
			送付先変更届の提出		<input type="checkbox"/>
	障がい担当	還付金の申請		相続税の申告が必要な場合は申請書のコピーを取っておく。 ※ 該当しない場合は不要	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
	年金事務所 (亡くなった人の住所地)	年金受給者死亡届の提出		相続税の申告が必要な場合は申請書のコピーを取っておく。 ※ 該当しない場合は不要	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>
	最寄りの警察署	運転免許証の返還		※ 返還は必須ではない。	<input type="checkbox"/>
11~14日目	各契約会社 (公共料金)	電気会社	解約（または名義変更）	使用量のお知らせなどでお客様番号がわかると手続きがスムーズ。	<input type="checkbox"/>
		ガス会社		同上	<input type="checkbox"/>
		水道局		同上	<input type="checkbox"/>
	各契約会社	インターネット	解約（または名義変更）	契約会社や連絡先は料金明細書や引き落とし口座の通帳で確認する。	<input type="checkbox"/>
		固定電話		同上	<input type="checkbox"/>
		携帯電話		同上	<input type="checkbox"/>
		NHK		「NHKふれあいセンター」に連絡する。 (フリーダイヤル) 0120-151515 (ナビダイヤル) 0570-077-077	<input type="checkbox"/>
	生命保険会社	死亡保険金の請求		保険証券・契約内容のお知らせなどを探して連絡する。	<input type="checkbox"/>
14日目~3ヶ月	自宅等	遺言書の有無の確認		自宅・銀行の貸金庫・法律事務所・法務局などに保管されている可能性がある。 自筆の遺言書は勝手に開封せず、家庭裁判所で「検認」を。	<input type="checkbox"/>
	金融機関等	遺産の確認		借金やローンなどのマイナスの財産に注意。	<input type="checkbox"/>
	亡くなった人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所	相続放棄・限定承認		3ヶ月の期限を過ぎないように注意。 ※ 通常通り相続する人は不要	<input type="checkbox"/>
3ヶ月~1ヶ月	亡くなった人の死亡当時の納税地の税務署	亡くなった人の準確定申告		4ヶ月の期限を過ぎないように注意。	<input type="checkbox"/>
	亡くなった人の住所地を所轄する税務署	相続税の申告		10ヶ月の期限を過ぎないように注意。 税理士への相談は6ヶ月以内にすると良い。	<input type="checkbox"/>
1ヶ月~1年	相手方（受遺者・受贈者）	遺留分侵害額請求		1年の期限を過ぎないように注意。	<input type="checkbox"/>

空き家などの不動産の処分に困ったら

いつまでに (推奨)	どこで	なにを	ポイント	企業一覧	チェック
できるだけ早く	不動産仲介会社 (ウェブサイト)	不動産の価値の査定依頼	立地等がよければしっかり値段がつく「仲介」での売却を検討。 まずは無料一括査定から着手。		<input type="checkbox"/>
できるだけ早く	不動産買取業社 (ウェブサイト)	不動産の価値の査定依頼	仲介で売れない物件も、専門業者が直接買い取ってくれる。 まずは無料査定を依頼する。		<input type="checkbox"/>
できるだけ早く	不動産引取業社 (ウェブサイト)	不動産の有償引取の 見積もり依頼	売れない不動産は、負担を最小限に留めて手放すことを検討。 不動産引取りサービスなら、解体するより安く済む可能性大。		<input type="checkbox"/>

不動産の相続で困ったら 「不動産相続ガイド」 で検索 !